

令和8年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会議員全員協議会

令和8年2月19日（木）午後1時28分
大会議室

1. 執行部説明事項

- (1) 職員給与条例の一部改正について
- (2) 下水道条例の一部改正について
- (3) 令和7年度補正予算（第2号）
- (4) 令和8年度当初予算
- (5) 取手市内上下水道料金の隔月検針請求について
- (6) 下水道広報について
- (7) 下水道事業官民連携について
- (8) 窓口受付時間の変更について
- (9) 組織改編について

2. 協議事項

- (1) 会議録署名議員の指名について
- (2) 会期について

3. 報告事項

- (1) 令和7年度議会視察の報告について
- (2) 工事請負契約の締結について
- (3) 令和7年度工事契約状況調書について
- (4) 令和7年度繰越事業一覧表について
- (5) 次回議会開催の予定について（令和8年第2回議会定例会）

1 出席議員

1 番	前 嶋 竜乃介	議 員
2 番	松 本 讓 二	議 員
3 番	古 川 よし枝	議 員
4 番	佐 野 太 一	議 員
5 番	海 東 一 弘	議 員
6 番	小 堤 修	議 員
7 番	落 合 信太郎	議 員
8 番	金 澤 克 仁	議 員
9 番	山野井 隆	議 員
10番	入 江 洋 一	議 員

1 欠席議員

な し

1 説明のため出席した者の氏名

事 務 局 長	中 山 茂
次 長	長 塚 学
総 務 課 長	斎 藤 佐武郎
総務課長補佐兼契約検査係長	谷 口 良 倫
経 営 課 長	坂 木 昇
経 営 課 長 補 佐	日 野 由里子
水 再 生 課 長	宮 田 俊 明
水 再 生 課 長 補 佐	木 村 修 夫
保 全 課 長	斉 藤 宏 幸
保全課長補佐兼管路更生係長	椎 名 正 徳
整 備 課 長	渡 邊 敏 明
整備課長補佐兼整備1係長	海老原 一 彦
排 水 窓 口 課 長	近 内 伸一郎
排 水 窓 口 課 長 補 佐	谷 口 江利子

1 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	斎 藤 佐武郎
議 会 事 務 局 局 長 補 佐	谷 口 良 倫
議 会 事 務 局 係 長	宇都宮 理 志
議 会 事 務 局 主 事	高 橋 夏 子

令和8年第1回

取手地方広域下水道組合議会定例会議員全員協議会会議録

令和8年2月19日（木曜日）

於 大会議室

○

午後1時28分開会

○座長（小堤 修君） それでは、皆さん、こんにちは。

開会に先立ちまして、事務局より本日の配付資料の確認をお願いします。

○議会事務局係長（宇都宮理志君） 議会事務局の宇都宮でございます。

私からは、配付資料の確認をさせていただきます。左手側の資料から御覧ください。
まず、議員全員協議会次第、A4、1枚です。

続きまして、A4判縦、資料1-1、令和7年度補正予算（第2号）でございます。

続きまして、A4判縦、資料2、令和8年度当初予算でございます。

続きまして、A4判横、資料3、取手市内上下水道料金隔月検針請求について。

続きまして、資料4、下水道広報について。

続きまして、A4判横、カラー、下水道事業官民連携について。

続きまして、A4判縦、資料6、窓口受付時間の変更について。

続きまして、A3判横、カラーの資料7、組織改編について。

続きまして、A4判縦、報告1、令和7年度議会視察報告について。

続きまして、A4判縦、報告2、工事請負契約について。

続きまして、A4判横、報告3、令和7年度工事契約状況調書について。

続きまして、A4判横、報告4、繰越事業一覧表についてです。

最後に、カラーB4判の下水道ニュースがついております。

最後に、議案質疑の通告はありませんでしたので、その資料はありません。

以上となります。

○座長（小堤 修君） ありがとうございます。

皆さん、そろっていますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、ただいまより議員全員協議会を開催します。

初めに、執行部説明事項に入る前に、議案質疑について、今、宇都宮係長から、質疑はないということですが、この場で質疑がある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） それでは、議案質疑の御予定はないと確認いたしました。

では、次に進みます。

○

執行部説明事項

○座長（小堤 修君） 次第の2、執行部説明事項について、初めに（1）職員給与条例の一部改正について、総務課から説明をお願いいたします。

○総務課長補佐兼契約検査係長（谷口良倫君） 総務課の谷口です。

総務課から、本日御審議いただきます職員給与条例の一部改正について御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料は、事前に配付しております議案書第1号を御覧ください。

早速、議案書の3枚目をお開き願います。

組合職員の給与規定は、取手市の規定を準用しておりますが、こちらの表のみ、下水道組合独自で定めております。上の表が改正案になりまして、下の表が改正前の表でございます。

今回の改正案の内容は、昨年12月に取手市職員の給与条例が改正され、その中で、職務の級と職務の内容の見直しがありました。課長補佐と課長職の職務の級が見直されたほか、職務の内容の中で、参事補、主事補、技師補の職が廃止されましたので、組合も同様に規定の一部を改めるものでございます。

本件の説明は、以上でございます。

○座長（小堤 修君） ただいま総務課から説明がありました。確認されたい点がありましたら、挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） なしと認めます。

それでは、次へ進めます。

（2）下水道条例の一部改正について、排水窓口課からお願いいたします。

○排水窓口課長（近内伸一郎君） 排水窓口課長の近内でございます。

また、隣にいるのは、課長補佐の谷口でございます。よろしくお願いいたします。着座のまま説明をさせていただきます。

本日、御審議をいただく議案第2号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例について、議案書に沿って御説明を申し上げます。

議案第2号、議案書、最後のページ、第6条を御覧ください。

今回の改正におきまして、新たにただし書きを追加するものでございます。

改正の趣旨としまして、本組合の管内における排水設備工事は、管理者の指定を受けた者、本組合指定工事店でなければなりません。令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋の排水設備が破損したこと、また、指定工事店自身も被災し、排水設備の復旧が遅れることとなりました。このことを踏まえて、令和7年4月22日付で、国土交通省から標準下水道条例の改正が通達され、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施され

るよう、災害その他の非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備工事を行うことができるよう、本条例を一部改正するものでございます。

具体的には、組合管内で災害が発生した場合、管理者に指定を受けていない指定工事店が排水設備工事を行えるよう、災害発生時等の復旧体制を整える条例改正とするものです。

そのほか、第3条、排水設備の接続方法及び内径等において別表を改正するもので、汚水の別表については、過誤の修正を一部含みます。

また、雨水の別表については、標準下水道条例との別表に合わせ、最大勾配を削除したものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○座長（小堤 修君） ただいま排水窓口課から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） では、なしと認めます。

それでは、次に進みます。

（3）令和7年度補正予算（第2号）について、経営課から説明をお願いいたします。

○経営課長（坂木 昇君） 経営課の坂木と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

私からは、令和7年度補正予算（第2号）案について、御説明させていただきます。

資料は、資料1-1のA4、1枚と資料1-2の取手地区、資料1-3のつくばみらい地区の令和7年度当初予算事業箇所図になります。

初めに、資料1-1を御覧ください。こちらは、主な補正内容を記載しております。

今回の補正予算案の概要ですが、職員の現員現給及び給与改定などに伴う増額、現在工事中のゆめみ野汚水中継ポンプ場調圧水槽設備増設事業において、地下埋設物の撤去など、工事内容に変更が生じたため、それに要する費用の増額、また、昨年発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、現在、本組合においても、平成6年度以前に設置した直径2メートル以上の下水管路を対象に、管路内の調査を行っておりますが、調査内容に追加が生じたため、委託費用を増額しております。

以上の増額要素はございますが、補正予算案全体としましては、1番の下水道事業収益、2番の下水道事業費用、3番の資本的収入、2ページ目、4番の資本的支出、いずれにおきましても、執行額の確定により減額するものが大部分でございまして、主な補正の理由については、項目ごとに補足をさせていただいております。

ここで1点、御報告がありまして、今回補正予算案におきましては、全体的に減額となっておりますが、その要因の一つとして、国庫補助金の収入が減額したことが挙げられます。実際に補助金が満額配分されなかった影響で、取手地区とつくばみらい地区の面整備事業を1か所ずつ見送っております。

ここで、資料1-2、取手地区事業箇所図を御覧ください。

大きく赤い円で囲ってある箇所、図面番号12番の柵木地区となります。

続きまして、資料1-3、つくばみらい地区事業箇所図を御覧ください。

こちらでも大きく赤い円の箇所、図面番号5番の福田・豊体地区となります。こちらの2か所とも、今年度整備予定でございましたが、令和9年度以降へ整備を見送らせていただくことになっております。来年度以降も、国庫補助金が満額配分されないことが心配されますが、組合としましては、限りある財源の中で事業を継続できるよう努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、先ほど私からの説明の中で、八潮市の道路陥没事故を受けて、現在、下水管路調査を実施中の旨お伝えしましたが、この調査結果につきましては、次回議会招集の際に、担当課より説明を予定しておりますので御了承願います。

簡単ではありますが、補正予算の説明は以上でございます。

○座長（小堤 修君） ありがとうございます。

ただいま経営課から説明がありました。確認されたい点がございましたら、挙手願います。

山野井議員。

○議員（山野井 隆君） 補助金の満額支給がないことで、工事が先送りになるという説明があったのですけれども、安全性は担保されるのですか。安全性は大丈夫ですか。当然やる予定のものが先送りになる。それが、まさに陥没事故のいわゆるメンテナンスの不行き届きにつながっているという認識があるのですけれども、そこは、どのように対応されますか。

○経営課長（坂木 昇君） 補助金が見つからないところは、もちろんうちのほうも全部やりたいのですけれども、極力、優先順位をつけて、緊急性のあるところ等をつけてやっております。

○議員（山野井 隆君） あと、補助金が支給されないということ、満額ではないということなののですけれども、その理由というのは、どういう理由が挙げられるのでしょうか。満額じゃないというのは、何か理由がありますよね。要望している金額に満たないという認識でよろしかったかと思えますけれども、その辺は、どういう理由なのでしょう。

○経営課長（坂木 昇君） 国のほうから県のほうに来るので、そこで例えば何割カットとか多分されているみたいなので、うちのほうも通常の8割ぐらいしか、今のところ来ていない状態なのです。

○議員（山野井 隆君） カットの理由というのは、どういうことを示しているのかを聞いています。いわゆる削減されている理由は、何かということですね。

○座長（小堤 修君） 宮田課長、どうぞ。

○水再生課長（宮田俊明君） ただ今の山野井議員からの御質問なのですけれども、茨城

県のほうから交付金という形で国の補助金を頂いているところなのですが、今年度の内示割れの影響につきましては、やはり埼玉県八潮市の事故に伴って、八潮市のほう、埼玉県のほうに重点的に配分した影響も一部あったと思われます。なので、令和8年度、来年度につきましては、若干、八潮市の改修が進んでいますので、茨城県にも配分されるかと思われます。

以上です。

○議員（山野井 隆君） ありがとうございます。

○座長（小堤 修君） よろしいですか。

そのほか大丈夫ですか。

佐野議員。

○議員（佐野太一君） よろしくお祈いします。

先ほどの説明の中にあつたかもしれないのですけれども、地区の優先順位という部分に関して、その優先順位を決める基準というか、そういったものというのは、今回、柵木地区が後になるということだったと思うのですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

○座長（小堤 修君） どなたが答弁されますか。

では、渡邊課長、どうぞ。

○整備課長（渡邊敏明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、取手市柵木地区のほうの優先順位のほうが低いというのは、京三電線時代の敷地の一部で行われた開発区域であること、開発から、まだ10年程度しかたつておらず、浄化槽等もまだ劣化していない状況でありますので、水洗化、浄化槽を使っている中、下水道を整備したとしても、なかなか浄化槽が壊れないと切替えも進まないであろうということから、柵木地区のほうを今回見送らせていただきました。

以上です。

○座長（小堤 修君） よろしいですか。

そのほかございますか。

入江議員。

○議員（入江洋一君） よろしくお祈いします。

補正予算の概要の一番最後の下水道管路特別重点調査業務が増となる、追加になるという御説明でしたが、その内容、どんな内容ですか。

○座長（小堤 修君） どうぞ。

○保全課長（齊藤宏幸君） 保全課長の齊藤です。よろしくお祈いします。

ただいまの御質問なのですけれども、今現在、管路調査のほう、令和8年2月6日に全て調査が完了いたしました。ただ、結果のほうを今、取りまとめ中でございます。

ただ、戸頭地区の雨水幹線、こちらのほう、11月に調査を実施しまして、こちらのほう

は空洞調査が必要になりそうな場所があるというものがございましたので、まだ空洞調査、どこをやって、幾らかかるといところまでは来ていないのですけれども、空洞調査の分を見込んだ増額になっております。こちらのほうは、調査結果をきちんと緊急度判定して取りまとめた後に、額のほうの確定になります。

以上でございます。

○座長（小堤 修君） どうぞ。

○議員（入江洋一君） 説明ありがとうございます。そのような地区は、今後も出てきそうなのですか。

○保全課長（斉藤宏幸君） こちらのほうは、もう緊急調査のほうは、全てやる場所は終わっておりますので、今回調査をかけて緊急度判定したもので、空洞調査が出れば、そこで終わりです。

ただ、通常の全国重点調査以外の調査は、また別途進めていきますので、それはまた別物となります。

○議員（入江洋一君） ありがとうございます。

○座長（小堤 修君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） では、なしと認めます。

それでは、次へ進みます。

（４）令和８年度当初予算について、引き続き、経営課からお願いいたします。

○経営課長（坂木 昇君） それでは、引き続き令和８年度当初予算案について、私のほうから説明をさせていただきます。

説明の前に、資料の訂正が１点ございます。

議案第４号、当初予算案の資料であります令和８年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算、補足資料のほう、図面が載っているところなのですが、御覧いただければと思うのですが、こちら補足資料の21ページ、令和８年度つくばみらい市事業箇所図でございます。先ほど令和７年度補正予算（第２号）案の説明時に、福田・豊体地区の枝線工事を令和９年度以降へ見送らせていただいたことを御報告したところでございますが、その部分が、令和７年度整備予定として、そのまま緑色で記載してしまいました。図面番号４番、伊奈中学校の下、緑色の部分でございます。こちら令和９年度以降の整備予定となり、着色なしでございます。修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、令和８年度当初予算案の説明に入らせていただきます。

資料は、資料２のＡ４、１枚となります。

こちらは、令和７年度当初予算と比較した主な増減内容を記載しております。１番の下水道事業収益におきましては、前年度当初予算と比べて２％ほどの減でございますが、ほ

ば前年度と同規模の予算額となっております。

主な増減内容としましては、下水道使用料において、取手地区の使用料徴収事務を行っている茨城県南水道企業団が、令和8年度より隔月検針請求となったことで、11か月分の調定、収入となり、減額となっております。こちらにつきましては、後ほど資料3のほうで詳細を説明させていただきます。

次に、2番の下水道事業費用におきましては、前年度当初予算と比べて3%ほどの減でございますが、こちらも前年度と同規模の予算額となっております。

主な増減内容としましては、修繕費支弁基準を改めたことにより、管きよ費修繕料及び予備費の減となっております。こちらの詳細につきましては、本件説明の最後、5番の予備費において説明させていただきます。

続きまして、3番の資本的収入におきましては、前年度当初予算と比べて18%ほどの増となっております。

主な増減内容としましては、次の4番で説明します建設改良事業が増加したことに伴い増額となっております。

次に、4番の資本的支出におきましては、前年度当初予算と比べて11%ほどの増となっております。

増減の主な内容としましては、処理場建設費において、来年度、ここ沈砂池管理棟の耐震補強工事を実施するほか、令和8年度から2か年継続事業として、同じく管理棟内の沈砂池施設の増設工事に着手します。沈砂池施設は、ここ管理棟内の地下3階から地下4階部にかけて設置する施設で、現在、一つの流入水路があるのですが、令和10年度以降にその水路を改築する計画がありまして、来年度から、もう一つの水路を既存施設の隣に増設するものでございます。土木構造物は既に設けてありますので、機械、電気設備のみ増設するものでございます。この増設工事に要する費用が、2か年全体で約6億円を超える工事となります。

続いて、管きよ建設費においては、新たな面整備として、令和7年度当初予算と同様、取手地区8ヘクタール、つくばみらい地区2ヘクタールを予定しておりますが、管きよ費の中でも増額要素がありまして、総合地震対策事業として、伊奈1号幹線二条化工事を実施するほか、下水道事業計画においては、官民連携導入可能性調査業務委託、いわゆるウォーターPPP導入可能性調査でございますが、その調査に要する費用を計上しております。

官民連携に関わる詳細につきましては、後ほど資料5において、担当課より説明させていただきます。

最後に、裏面の2ページ目を御覧願います。

5番、予備費でございます。令和8年度当初予算案では、修繕費支弁基準というものを改め、予算案を編成しております。

改めた内容ですが、これまで国の補助や企業債の基準に適合した事業を4条資本的支出に計上しておりましたが、資産価値の増加や耐用年数の延長する事業及び管きょを敷設する事業は、全て4条資本的支出に計上したことにより、突発的な工事等に対応するため、新規で4条資本的支出に予備費を計上しております。

今までは、3条下水道事業費用に5,000万円計上しておりましたが、3条下水道事業費用に1,000万円、4条資本的支出に4,000万円の計上としております。

簡単ではございますが、当初予算案の説明は以上でございます。

○座長（小堤 修君） ただいま経営課から説明がありました。

確認されたい点ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） それでは、次へ進めます。

（5）取手市内上下水道料金の隔月検針請求について、引き続き経営課から説明をお願いいたします。

○経営課長補佐（日野由里子さん） それでは、資料3と書かれたA4の横の資料を御覧ください。

取手市内上下水道料金の隔月検針請求について御説明いたします。

現在、取手市内の下水道使用料は、上下水道料金として、茨城県南水道企業団から毎月請求されておりますが、令和8年4月から、検針を2か月に1度へ変更し、料金も2か月分をまとめて隔月で請求するよう変更されます。

実施に至った背景としましては、茨城県南水道企業団においても、人口の減少により、収入も減少していること、そして上水道管の老朽化や維持・更新が増加していることから、業務の効率化とコスト削減を行うためということです。

茨城県南水道企業団としては、隔月検針、隔月請求へ変更することで、業務量、用紙などの消耗品費や委託料などが削減されるということです。当組合においても、削減された経費が徴収事務負担金に反映されるため、支払額が減少する見込みです。

次に、検針月と地区ですが、茨城県南水道企業団の関係市町等である4地区を偶数月に検針する地区と奇数月に検針する地区に分けて行います。取手市は、偶数月に検針されますので、4月と5月に使用した分が6月に請求されることになります。納付書で支払っている方については、納期限も現行より1か月延びて8月10日になりますが、口座振替の方については、現行と同じで請求月の翌月、7月7日に引き落としとなります。奇数月で検針する地区の場合は、3月と4月で使用した分が5月請求となります。

次に、隔月請求の料金算定については、検針した2か月分の使用水量を均等割りして、1か月目と2か月目の上下水道料金を算定します。そして1か月目と2か月目を合計した2か月分の上下水道料金で請求されます。

このとき、均等割で水量に端数が出た場合は、1か月目に加算します。2か月の検針数

量が45立米だった場合で説明いたしますと、45立米は2で割ると端数が出ますので、1か月目が23立米、2か月目が22立米とします。この水量で上水道と下水道の料金をそれぞれ算出し、1か月目と2か月目の上下水道料金を出します。ここに消費税を加算した2か月分の合計1万8,172円が上下水道料金として請求されます。納付書の様式は、現行のまま使用しますので、2か月分の請求額の内訳は税込で、上水道の2か月分、1万692円と、下水道の2か月分、7,480円が記載されます。

次に、使用者への周知についてですが、茨城県南水道企業団では、令和7年11月から検針票へ記載、ホームページなどへ掲載を行い、令和8年1月にお知らせ文を投函しております。

また、取手市の広報へは、2月15日号に掲載されております。当組合では、茨城県南水道企業団の令和8年1月のお知らせ文投函時期に合わせてホームページへ掲載しております。

続きまして、裏側の2番、隔月の実施によって、当組合の下水道使用料の調定がどのようになるか御説明いたします。

請求が2か月分になることから、調定も2か月分で偶数月へ変更されます。

ただし、実施年度である令和8年度の調定は、11か月分となります。図で表したように、6月調定は、4月と5月に使用した水量で請求した分となりますが、その前の4月調定については、2月と3月に使用した水量ということになるのですが、隔月検針請求が実施される最初の年度だけは、2月使用分は令和7年度の3月調定になるため、3月使用の1か月分のみ、令和8年度の4月調定になります。このため、令和7年度は12か月分の調定になりますが、令和8年度では4月調定のみ1か月分となり、その後は2か月分の調定と変更され、合わせて11か月分になります。

その下に表した図は、翌年の令和9年度の場合になりまして、全て2か月分の調定になるため、12か月分となっております。このように偶数月の検針請求については、令和8年度のみ、調定が11か月分となりますので御了承ください。

なお、この隔月検針請求の実施に当たり、当組合の下水道条例や施行規則の改正はありません。

以上で、隔月検針請求の説明を終わります。

○座長（小堤 修君） ありがとうございます。

ただいま経営課から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） なしと認めます。

それでは、次へ進めます。

（6）下水道広報について、排水窓口課から説明お願いいたします。

○排水窓口課長（近内伸一郎君） 改めまして、排水窓口課です。

説明に先立ちまして、今日の午前中ですが、通知がありました第65回令和7年度下水道の日「下水道いろいろコンクール」、これは全国規模になりますが、取手市内の小中学校から4名の方が入賞されましたので、報告をさせていただきます。

作文部門ですけれども、入選で取手市立宮和田小学校3年、鈴木快斗さん、また、作文部門の入選としまして、取手市立取手第一中学校3年、関口悠斗さん、また、新聞部門の入選になりますが、取手市立取手東小学校4年、菅家結里愛さん、さらに、取手市立白山小学校5年、池田直矢さんになります。議員の皆様からも応援等いただきまして、ありがとうございました。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手元の資料の4を御覧ください。下水道広報について、2点の説明となります。

初めに、1、組合ホームページのリニューアルについてになります。利用者の利便の向上と情報セキュリティの強化、さらに予算の成立、決算の認定、工事予定箇所、また、優秀建設企業や下水道作品コンクールの表彰式など、掲載時期とのタイムラグ解消を図るため、委託によりホームページをリニューアルし、今後の広報活動の中心として活用していくものでございます。リニューアルによる公開は、令和8年10月1日を予定しております。

予算につきましては、導入経費として、4条予算にホームページの基礎となるテンプレートのようなものを構築するホームページ改修運用業務委託として126万5,000円。また、維持管理費として、3条予算に公開後のフォロー、バックアップ等の保守管理に係るホームページ保守管理業務委託13万2,000円を計上させていただきました。

なお、本組合のホームページにおきまして、現在、下水道作品コンクールの応募作品、全作品を公開しておりますが、小中学校における生徒数の減少傾向と、実際には不参加校が生じているというところもございます。

また、ホームページの公開後に個人情報保護に関するお問い合わせによる作品の取下げ、閲覧状況を鑑みまして、応募作品、全作品のホームページ公開につきましては、ホームページのリニューアルに合わせて、令和8年9月30日をもって廃止とさせていただきたいと考えております。

なお、下水道作品コンクールにつきましては、引き続き実施をしておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、2番目の広報誌「下水道ニュース Water-YOU」の発行についてでございます。

今後、本組合の情報発信をホームページによる発信に順次移行してまいります。ホームページの委託におきましては、導入経費のほか、維持管理に係る保守管理料を例年要することになります。

また、新聞購読世帯の減少による配布部数が発行回数ごとに減少していることも踏まえまして、令和8年度から広報誌「下水道ニュース Water-YOU」の発行を年1回と

するものです。令和8年度は、7月発行を予定しておりますが、令和9年度からは、発行月も併せて検討をさせていただきたいと考えています。

以上2点について、説明をさせていただきました。議員皆様の御理解をいただけますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○座長（小堤 修君） ありがとうございます。

ただいま排水窓口課から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） なしと認めます。

それでは、次へ進めます。

（7）下水道事業官民連携について、水再生課から説明をお願いします。

○水再生課長（宮田俊明君） 水再生課、宮田と申します。よろしくお願いたします。

○水再生課長補佐（木村修夫君） 同じく水再生課の木村と申します。よろしくお願いたします。

○水再生課長（宮田俊明君） では、御説明させていただきます。

お手元の資料5、下水道事業官民連携について、御説明させていただきます。

令和8年度当初予算に計上させていただいております官民連携導入可能性調査に関わる概要及び必要性について御説明させていただきます。

初めに、官民連携の概要について御説明させていただきます。

次のページ、表紙が頭なのですが、1ページ目を御覧ください。

令和5年6月、内閣府の民間資金等活用事業推進会議におきまして、令和4年度から10年間で30兆円の事業規模目標の達成に向け、PFIの質と量の両面から充実を図るため、アクションプランが改定されまして、ウォーターPPPなど、多様な官民連携方式の導入により、案件形成の裾野拡大と加速化を強力に推進していくこととなりました。

下水道におきましては、コンセッション方式（レベル4）と同方式に準ずる効果が期待できるPPP/PFI手法として、レベル3.5を合わせまして、ウォーターPPPと総称し、導入拡大を図ることとしております。

皆さんも御存じかと思うのですが、PPPとは官民連携で、パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字を取ったものでございまして、赤く着色された部分のコンセッション方式、レベル4とグレーに着色されました部分、レベル3.5が、水分野の官民連携の仕組みを総称して、ウォーターPPPとっております。

現在、当組合が処理場、ポンプ場の維持管理業務の中で導入実施しているものが、こちらが一番左側でございます包括的民間委託でございまして、水質管理、運転操作、保守点検、小規模修繕、それからユーティリティの調達管理の業務を一括して委託しているもの

でございます。

レベル3.5とは、包括的民間委託に施設設備等の更新計画案の作成業務を追加した更新支援型、また、更新支援型の中でも、コンストラクションマネジメント、CMを含めたもの、さらに施設設備等の改築更新工事発注業務の委託を含めたものを更新実施型とっております。

一番右側のコンセッション方式、レベル4となるのは、更新実施型に下水道使用料などの利用料金の直接収受までを含めたものでございまして、現在この方式で事業を実施している団体は、日本全国で、令和6年4月時点で、宮城県、静岡県の浜松市、神奈川県の大和市、高知県須崎市の4団体でございます。

それでは、次のページを御覧ください。

次に、ウォーターPPPの定義でございますが、ウォーターPPPの定義としまして、4つの要件を満たす必要がございます。

1つ目は、長期契約、原則10年。当組合の包括委託に関しましては、現在3年でございますが、これは民間事業者の参画意欲、地方公共団体の取組のしやすさ、それからスケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成など、総合的に勘案して、必要最小限の事業期間が設定されたものでございます。

2つ目は、性能発注。性能発注は、委託者が求めるサービス水準を明らかにして、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託のことでございまして、仕様発注よりも性能発注のほうが、民間の創意工夫の発揮が実現しやすくなるとされているものでございます。

3つ目、維持管理と更新の一体マネジメント。同一の施設に、維持管理と事業期間中の施設の改築更新に関わる業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づきを更新計画案に反映するなど、より効率的かつ効果的な維持管理が期待でき、維持管理と改築更新を一体的に最適化が図れるものでございます。

最後に、4つ目です。プロフィットシェア。ウォーターPPP開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進することで、費用縮減分を官民で分配するものでございます。

これら4つの要件を趣旨としまして、民間事業者による効率化の意欲を促進させ、下水道経営の持続性向上に寄与することを目指すものでございます。

続きまして、次のページを御覧ください。

ウォーターPPPの必要性（課題解決）でございます。国土交通省におきましても、地方公共団体が抱える課題である職員数の減少、施設の老朽化、下水道使用料収入の減少、こちらヒト・モノ・カネの解決策の一つとして官民連携事業の推進を掲げております。社会全体で人手不足が進む中、従来、細分化され、短期で委託されていた業務をまとめて長期で委託するウォーターPPPに移行することによりまして、官民双方の事務負担の軽減、より効果的、効率的な事業運営、新たな付加価値の創出を実現することで、人々の生活に欠かせない下水道サービスが、将来にわたり安定的に提供されることを目指すものでござ

います。

次のページを御覧ください。

こちらは、組合にとって重要なことになっているウォーターPPPのもう一つの必要性、国の交付金の要件化でございます。

国土交通省では、効果が期待できる官民連携方式について、污水管の改築に関わる国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除きまして、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降の要件化にすることとしております。

污水管改築の国費支援とは、当組合が例年、国から交付されている社会資本整備総合交付金が該当いたしまして、污水管、管路の施設が対象となります。

また、ウォーターPPP導入を決定済みということなのですが、入札公募の解消を意味しておりまして、ウォーターPPPを導入しなければ、国からの支援が得られず、当組合の負担が増加するため、污水管の改築計画に合わせた早期のウォーターPPP導入検討が必要な状況でございます。

次のページを御覧ください。

ウォーターPPPの導入検討の考え方でございます。国土交通省では、管理・更新一体型マネジメント方式レベル3.5の導入検討の考え方として、全ての下水道施設を念頭に置いて検討することとしております。

また、対象施設を限定する場合は、客観的な情報に基づいた整理が必要とされています。客観的な情報とは、導入可能性調査やマーケットサウンディングの選択肢に挙げて比較した結果や経過等とされております。

また、維持管理と更新の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設において、事業期間中の維持管理を踏まえました改築更新に係る業務範囲を設定すること、さらに事業期間を10年に設定する必要があるとされています。

以上、レベル3.5導入検討の考え方によりまして、当組合においても、ウォーターPPP導入に向け、導入可能性調査やマーケットサウンディングを実施いたしまして、既存の委託契約の期間、それから組合の組織体制、技術継承、受託者とのリスク分担、民間事業者等の参画意向等を総合的に踏まえて、今後、検討を進めていく方針でございます。

次のページを御覧ください。

当組合のウォーターPPP導入に向けた今後のスケジュールでございます。

当組合では、令和11年度からウォーターPPPの事業開始を目標に、令和8年度に導入可能性調査及びマーケットサウンディングを予定し、これらの調査結果を踏まえて、対象施設や業務範囲などを整理させていただき、事業スキームを決定していきたいと考えております。その後、令和9年度に入札公募の準備を行いまして、募集要項等の公表、それから、民間事業者の選定など、契約締結に向けた準備を進めていきたいと考えておりま

す。

最後に、ウォーターPPP事業の先行事例を紹介させていただきます。次のページを御覧ください。

こちらは、先ほど御説明させていただきました静岡県浜松市西遠浄化センターの例でございます。当組合、県南クリーンセンターの約4倍の処理能力を持ちます浜松市に11ある下水処理場のうち、最大の能力を持つ下水処理場でございます。

こちらは、もともと静岡県が管理していた下水処理場でしたが、平成19年4月に、浜松市が政令指定都市に移行したことに伴いまして、平成28年から浜松市が所有し運営している施設でございます。

事業開始までのスケジュールでございますが、浜松市では、平成25年から導入可能性調査を行い、平成29年3月に事業者を選定いたしまして、平成30年4月から、こちらコンセッション方式、レベル4を導入しているものでございます。こちらの事業は、コンセッション事業ということで、運営委託方式を取っているものでございますので、事業期間は、先ほどの10年ではなく20年、それから事業規模は約600億円、対象施設は処理場ポンプ場で、業務範囲は、施設の維持管理、改築となっております。

なお、こちらにつきましては、コンセッション方式ですので、下水道使用料は、事業者によって直接収受させていただいているものになります。

次のページを御覧ください。

こちらは、お隣の守谷市さんの先行事例でございます。守谷市さんは、令和5年4月から、管理・更新一体マネジメント方式、レベル3.5、更新支援型で事業開始しておりまして、事業期間は10年です。事業規模は約73億円、対象施設は、下水道施設以外に、上水道の配水場、それから農業集落排水施設を含めました包括委託で、業務範囲は、施設の維持管理のほか、施設設備の更新計画案の作成と改築更新に関わる設計施工管理等となっております。こちら先ほど御説明させていただきましたCM方式を一部入れている状況になっております。

事業開始までのスケジュールでございますが、国土交通省が、ウォーターPPPガイドラインというものを初版公表されたのが、令和6年3月になります。守谷市さんは、このガイドラインが公表される以前の令和3年度から、入札・公募書類を作成いたしまして、令和4年12月に契約を締結、令和5年4月から事業開始しておりますので、国のほうも、守谷市さんの事例によって、ウォーターPPPということで、こちら昨年度、国から認められたものになります。守谷市さんでは、公募型プロポーザル方式を選択しておりまして、非常に短い期間でウォーターPPPに移行・導入しているものでございます。

以上、下水道事業官民連携につきまして、水再生課からの説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○座長（小堤 修君） ありがとうございました。

ただいま水再生課から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） では、なしと認めます。

それでは、次へ進めます。

（８）窓口受付時間の変更について、総務課から説明をお願いいたします。

○総務課長補佐兼契約検査係長（谷口良倫君） 総務課、谷口です。

窓口受付時間の変更について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料６を御覧ください。

本組合では、これまで午前８時３０分から午後５時１５分としてきた窓口受付時間を午前９時から午後４時３０分に時間短縮することについて、令和８年１０月からの実施に向けて準備を進めております。

導入の目的であります。１つ目に、市民サービスにおける質の向上への取組として、短縮する時間を業務改善などに活用し、さらなる質の向上を図るものでございます。

２つ目に、適切な労務管理を目指すもので、主に職員の働き方改革によるワークライフバランスの向上を図るものでございます。

次に、導入までのスケジュールであります。今回、議会議員の御理解をいただきまして、今年の５月以降に、広報や組合ホームページなどにより、受付時間を変更する旨、市民や事業関係者へ周知をさせていただき、令和８年１０月から導入開始を予定しております。

次に、近隣団体の導入状況でございます。実は取手市において、令和８年１０月に導入を予定されており、下水道組合も検討の末、導入に向け準備を進めているところでございます。そのほかの近隣団体では、つくば市において、令和５年１０月から導入されており、龍ヶ崎市では令和６年１０月に導入され、我孫子市では令和８年１月から試行導入されております。

次に、具体的な対応としまして、次のページを御覧いただきたいと思っております。

初めに、庁舎管理の対応についてであります。黒枠で囲っております導入後のイメージを御覧いただきまして、平日、庁舎の玄関につきましては、これまでと同様、出入口は施錠せず、建物内には出入りできる状態を考えております。

一方で、事務室内の出入りにおきましては、受付時間外は、受付時間を記載した立札を玄関に設置し、事務室内には入室できないよう対応してまいりたいと考えております。

続いて、次のページを御覧いただきまして、電話応答の対応についてであります。下水道組合では、取手市とつくばみらい市とは異なり、電話交換手がおりませんので、今回の受付時間見直しに併せて自動応答アナウンスの導入を考えております。

こちら黒枠で囲っております導入後のイメージを御覧いただきまして、一次対応は、終日、自動応答アナウンスにより対応させていただき、その後、各担当課へ転送するといった形を考えております。受付時間外におきましては、アナウンスの中で受付時間をお伝

えさせていただきますが、急を要する場合には、担当課へ転送するといった形を考えております。

また、勤務時間外と休日の対応につきましては、ここ県南クリーンセンターでは、維持管理会社が常駐しておりますので、急を要する場合には、維持管理会社において問合せに対応していただき、その後、維持管理会社より各担当課へ連絡させまして、対応してまいりたいと考えております。

最後になりますが、この受付時間の変更につきましては、昨年11月頃に取手市から情報提供がありまして、その後、検討をしておりますが、本日御審議いただきます令和8年度予算案には、必要経費の計上をしております。今回の導入案では、電話設備の機能増設を考えておりまして、現段階で見積もりなどを取らせていただいている中、約250万円ほどの経費が必要となるかと試算しております。この経費につきましては、本日御理解をいただけましたら、来年度、令和8年度予算を補正予算案として、改めて提案をさせていただければと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

本件の説明は以上でございます。

○座長（小堤 修君） ありがとうございます。

ただいま総務課から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手願います。
金澤議員。

○議員（金澤克仁君） 中身については、分かりました。

最後の予算措置について、お尋ねをいたします。この全員協議会で理解を得られたら、この後、新たに補正予算を提出するというところでよろしいでしょうか。

○総務課長（斎藤佐武郎君） この定例会では、その予定はございません。来年度、8年度になりましたら、今日、御審議いただく当初予算案を補正予算案として、来年度、御提案をさせていただければと思います。

○座長（小堤 修君） どうぞ。

○議員（金澤克仁君） 来年度の補正予算という、いつ頃になりますか。

○総務課長（斎藤佐武郎君） 組合ですと、最後、御案内させていただくのですけれども、本来であれば、8月に定例会を予定しておるのですが、実はこの実施に向けては、5月頃に予算措置をしないと、この導入に向けた準備はできませんので、議長と相談させていただきながら、もしかしたら臨時会の招集というのも視野に入れて御対応いただければと今、考えております。

○座長（小堤 修君） どうぞ。

○議員（金澤克仁君） 分かりました。

8年の10月から開始する方向で進めているということであれば、もう既に当初予算に盛り込んでもよかったんじゃないかなと。250万円というのは結構大きな額なので、実施の時期をある程度決めて動いているのであれば、今後はそういう対応でも、ある程度議員にし

っかり事前に説明できていれば。

基本的に中身は分かりました。皆さんがいる時間は変わらずに、窓口対応の時間を少し縮めて、それ以外のところを自分たちの業務に当たりたいということなので。これは近隣の市町村、取手もはじめ、やっていますので、中身については理解できたのですけれども、予算措置は、そちらのほうが自然なような気がいたします。

○総務課長（斎藤佐武郎君） 御意見ありがとうございます。今後は可能な限り、当初予算に組み込むよう対応していければと思います。

一つ言い訳になるのですけれども、どうしても我々の予算の作成の時期というのが、大体10月ぐらいにはまとめないと、構成市のほうに次年度の負担金の出資金を負担いただく関係もありまして、10月ぐらいには予算案を作成しておかないと、なかなか本日御審議いただく予算案には計上できないというような事情がありまして。

ただ、そうは申しましても、少なくともこういった御説明は、その前にやろうと思えば、できたのかなという部分は反省すべきかなとは思っております。

○議員（金澤克仁君） 補正予算という性質を考えると、これは当初予算の内容かなと。当初予算に組み込めなかった、そして、緊急かつ必要なものは補正で補正していくという内容だと思いますので、明らかに10月に始めるということであれば、当初予算にあってもよかったのかなというところでございます。

○総務課長（斎藤佐武郎君） 承知しました。ありがとうございました。

○座長（小堤 修君） よろしいですか。

そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） それでは、なしと認めます。

では、次へ進めます。

（9）組織改編について、事務局から説明をお願いいたします。

○次長（長塚 学君） 次長の長塚です。

私からは、最後に、本組合の組織改編について説明をさせていただきます。説明は着座にて失礼いたします。

それでは、A3横の資料7を御覧ください。

左側が現行体制、右側が改編の体制になっておりますが、資料にもありますとおり、本組合では、令和8年度より、現在の6課体制から5課体制に組織を改編いたします。

組織の改編に至った理由としましては、先ほど水再生課長からも御説明をいたしました官民連携事業、ウォーターPPPを令和11年度より導入の予定であること、また、今後の事業展開を考慮しまして、職員数の減員の検討を図るためでございます。

今回の組織改編では、これまで処理場、ポンプ場の施設の設置、改築、修繕維持及び事業に関わる調査、計画等を担当していた水再生課と、下水道の管路の設置を担当していた

整備課を合併いたしました施設課を設けまして、処理場、ポンプ場の設置、改築、修繕維持担当の係を施設係、下水道管路の設置担当を管路建設係、事業に関わる調査、計画の担当の係を計画係とするものでございます。

また、施設課の下水道管路設置、管路の新設工事ですね。こちらの担当の課を今、説明しましたとおり管路建設係と名前を改めましたので、保全課の下水道の管路の改築担当の係を今まで管路の更生係としていたのですけれども、管路の改築係に改めさせていただきます。

これからも調整を見極めまして、効率的な組織の在り方について検討を図ってまいりますので、議員の皆様方におかれましては、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上となります。

○座長（小堤 修君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。確認されたい点がありましたら挙手願います。

どうぞ、金澤議員。

○議員（金澤克仁君） 予算書のほうで確認すると、令和8年1月1日現在で47名、令和7年1月1日で49名、8年で47名、2人職員の数が減るといふふうに、この予算書だとなっているのですけれども、この組織の改編と直接関係あるところなのですけれども、今、職員の方も減る中であるところなのですけれども、2名減るのですけれども、新規の職員とかを採用して補充していくというところは、特にお考えなのでしょうか。

○次長（長塚 学君） それは考えています。うちの組織は、今現在、かなり平均年齢が高くて、今47人いる中で、25名が50歳以上なのです。それで、平均年齢も48だったと思うのですが。ですので、今、確かに御説明の中では、減員を図っていくということなのですけれども、減員を図りながらも、若返りも図らなきゃいけないという状況でございまして。だから簡単に言うと、3人辞めたら2人採るよというような形で、徐々に時間をかけて減らしていこうとは考えております。

○議員（金澤克仁君） 今の説明だと、10年の間に半分の方が退職されるというようなイメージですかね。50歳、60歳。

○次長（長塚 学君） そうですね。かなり高齢化が進んじやってしまして。

○議員（金澤克仁君） それは、計画的に職員採用のほうも考えていただきたいと思いません。

それと、議案の1号で階級の変更を予定しているじゃないですか。それに伴って、予算書のほうにもあるのですけれども、階級の職務というところで7級から1級までありました。8年度の予算書には、しっかり反映もされているのですけれども、課が一つ減って、係も一つ減っていったら、この職務の級の職員の方々の配置の部分で、職員にとって不利にならないような、ちゃんと形での配置、配属をお願いしたいと思います。

○総務課長（斎藤佐武郎君） 承知しました。当然、職務を行うにもモチベーションというのは維持していかなきゃいけませんので、その点は怠らず、継続したいと、取り組んでまいりたいと思っております。

○議員（金澤克仁君） よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○座長（小堤 修君） そのほか確認したい事項はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） では、なしと認めます。

それでは、本日の執行部からの説明は以上となります。

では、次へ進めます。

○

協議事項

○座長（小堤 修君） 次第の3、協議事項について、議会事務局から2件続けて説明をお願いいたします。

○議会事務局長（斎藤佐武郎君） 議会事務局の斎藤です。

私から、協議事項2件について、説明をさせていただきます。ちょっと駆け足で失礼いたします。

まず、1番、会議録署名議員の指名につきまして、本定例会では、議席順により入江議員、前嶋議員の御指名を予定しておりますので、御了承願います。

次に、2番、会期について。本定例会は、本日1日限りとしております。

協議事項につきましては、以上でございます。

○座長（小堤 修君） ただいま説明がありました。確認したい事項がありましたら挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） なしと認めます。

それでは、次へ進めます。

○

報告事項

○座長（小堤 修君） 次第の4、報告事項について、議会事務局から5件続けて報告をお願いいたします。

○議会事務局長（斎藤佐武郎君） 引き続き、説明させていただきます。

初めに、1点目でございます。資料は、報告1になります。

昨年10月、議会議員9名をはじめ、総勢15名にて、東海三県の三重県、岐阜県、愛知県

へ、視察を実施してまいりました。

ここで視察に参加された議員の中から代表しまして、松本副議長から報告をお願いしたいと思います。

○議員（松本謙二君） それでは、今、御指名いただきましたので、昨年度行いました令和7年度議会視察報告について、ポイントを報告させていただきます。概要については、報告1にありますので抜粋します。

まず初めに、四日市上下水道局技術部の視察においては、現在、社会問題となっている管路施設の老朽化が進み、破損による陥没や機能低下のリスクが高まっていることへの対応について、従来 of 事後保全型から予防保全型管理への移行が求められていることについての対応に向けた道路管路包括維持管理業務委託について、また、公開型下水道台帳システムの導入は、市民サービスの向上と職員の業務負担の軽減に大きく寄与しており、今後はストックマネジメント計画と連動させ、電子化の徹底と情報更新体制の強化を図ることこそが、市民の安全・安心を守るために不可欠であること。

また、今もお話ありましたけれども、ウォーターPPPの実現に向けた取組については、事業者として参画することではなく、常に地方公共団体の立場に立って実施の支援が可能である日本下水道事業団との随意契約を行う方向で検討しており、令和7年、8年度で発注資料作成、令和9年度、事業者選定、令和10年4月からの実施の予定で進められておりました。

次に、瑞穂市下水道アクアパーク別府水処理センターにおける視察では、下水汚泥由来肥料の導入について、実際に行って驚かされたのは、もともとは食品乾燥機ということで、オクラなどの食材を乾燥していた汎用型食品乾燥機に、セラミックボール450というのを入れ、そして汚泥を乾燥機の中で混合して、500度の熱風で乾燥させるという比較的シンプルな方法で肥料を製造しておりました。

また、驚かされたのは、臭気についても、通常は下水汚泥を乾燥すると、必ず臭いが気になるのですが、下水用の乾燥機と比較して、かなり臭いも抑えられており、その場所は住宅地の一角にあるにもかかわらず、また、JR駅のすぐそばなのですが、5年を経過した現在でも、臭いに関する苦情は一度もないと。

このたびの視察を通じて、廃棄物処理の問題解決と資源循環型社会の構築に直結する先進的な事例だと実感することができました。

最後、名古屋市なのですけれども、名古屋市の上下水道局は、大正元年に供用を開始して以来、110年を超える歴史を有しており、その長い歩みに、まず深い感銘を受けました。

こうした歴史の積み重ねの中で、令和5年度には、下水汚泥の肥料化及び災害時の給排水復旧体制の二つの取組が評価され、国土交通省より、イノベーション部門及び上下水道一体部分において、循環のみち下水道賞を受賞しておりました。

また、下水道汚泥の肥料については、令和6年度、「循かん大なごん」という名前で、農

林水産省に肥料登録、これは全国初の菌体りん酸肥料として、資源循環型社会の構築に大きく貢献する取組が行われていました。

このような名古屋の取組は、下水道の処理から循環資源へと進化する抽象的な事業として大きな評価を受けている施設を視察することができました。

最後に、3日間のまとめとしまして、それぞれ行われている先進事例を視察していただき、当組合においても、環境、施設、費用等、問題も山積しておりますが、利用される方の安全・安心を第一に、時間をかけ調査研究を行い、実現に向け取り組んでいく必要があることを視察を通じ勉強することができました。このたび大変貴重な視察をさせていただきましたことに対し、議員を代表させていただきますまして、執行部の皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上、報告とさせていただきます。

○座長（小堤 修君） ありがとうございました。

○議会事務局長（斎藤佐武郎君） ありがとうございました。

また、参加されました議員皆様におかれましても、御報告ありがとうございました。

来年度も視察は予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、私のほうから報告事項（2）から（5）まで報告をさせていただきます。

（2）工事請負契約の締結について、資料のほうは、報告2になります。

本件につきましては、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約となりまして、議会議員との申合せにより御報告するものでございます。

契約件名は、7国補第45-309号山王新田汚水中継ポンプ場自家発電設備設置工事となります。

本工事は、総合地震対策の一環として、山王新田汚水中継ポンプ場に自家発電設備を2か年継続事業にて実施するものでございます。

昨年8月の定例会の後、9月に郵便方式による条件付一般競争入札を執行しております。応札業者は1社、茨城県内に営業所を有する株式会社ヤマトが、税抜きで2億100万円で落札しております。その後、同社と契約を締結し、本工事は令和9年3月に完了を予定しております。

続きまして（3）工事請負状況調書についてです。資料は、報告3になります。

議会招集の都度、組合の工事契約について、調書としてお配りしております。今回の内容は、昨年8月の定例会開催の際に14件御報告をしておりますが、その後、先月1月までに契約した23件を加えまして、資料を配付して御報告させていただくものでございます。

続きまして、（4）令和7年度繰越事業一覧表についてです。

こちらは、令和7年度から翌年令和8年度へ繰越しを予定しております事業の一覧表になります。工事と委託に関わる事業総数に対して、約4割の25本の事業を翌年度へ繰越しを予定しております。

繰越しの理由は、設備関連になりますと、機器の製作に不測の期間を要したこと、また、管路工事になりますと、地下埋設物の影響によるものが主な理由となりまして、この件につきましては、次回の議会におきまして、繰越計算書として改めて御報告を申し上げます。

最後に（５）番、次回の議会開催予定について、令和８年第２回議会定例会を８月１９日水曜日、午後３時から定例会開会を予定しております。取手市、つくばみらい市議会事務局と日程の調整はしておりますので、御予定いただけますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○座長（小堤 修君） ありがとうございます。

確認したい事項はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） なしと認めます。

それでは、次に進みます。

○

その他

○座長（小堤 修君） 次第の５、その他についてです。

議会事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（斎藤佐武郎君） 引き続き私のほうから、その他として１点、御報告をさせていただきます。

今般、つくばみらい市議会から選出される組合議会議員、松本副議長、前嶋議員、古川議員、３名の方が、今月２月２４日をもって組合議会議員を辞職される旨、報告を受けております。

理由は、２月２５日に予定される市議会定例会の中で、一部事務組合議員の再選挙が行われるということでございます。つくばみらい市議会では、申合せにより一部事務組合議員の任期を２年とされており、今回の申し出に至っております。

ここで、この選挙によりまして、松本副議長は組合議員を辞職され、同時に副議長の職も失職されますので、副議長の選挙が行われるまでの間は、組合の副議長は不在となります。とは申しましても、２月２５日以降にならないと、新たなつくばみらい市議が選出されないため、副議長の選挙につきましては、次の議会の招集の際にお願いすることになりますので、あらかじめ御承知おきいただけますようお願いいたします。

その他については、以上でございます。

○座長（小堤 修君） ありがとうございます。

確認したい事項はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（小堤 修君） なしと認めます。

それでは、以上で議員全員協議会を閉会します。

午後 2 時 5 1 分閉会

○